

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
生 企 第 3 7 0 号			
令 和 6 年 3 月 1 5 日			

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

被害少年に対する適切な保護活動及び継続的支援の推進について

被害少年の保護のための活動については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和5年8月15日付け生企第134号）、「被害少年に対する適切な保護活動及び継続的支援の推進について」（令和4年4月1日付け生企第14号。以下「旧通達」という。）等に基づき推進されているところであるが、SNS等の利用に起因する児童の性的被害、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等憂慮すべき重大な事案が発生している現状を踏まえ、引き続き、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を推進する必要がある。

各所属においては、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、引き続き、別添1「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進要領」及び別添2「被害少年に対する継続的支援の実施要領」により、組織的かつ効果的な保護対策及び継続的支援の推進に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の運用開始をもって廃止する。

担当 生活安全企画課少年対策係